

岩手大学学則

(目的)

第1条 国立大学法人岩手大学(以下「本学」という。)は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成するとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

岩手大学大学院学則

(目的)

第1条 国立大学法人岩手大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教育研究し、国際的な学術文化の創造を目指すとともに、幅広く高度な学識と専門的な能力を備えた人材又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を備えた人材の育成を通じて、地域社会と国際社会の文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

岩手大学人文社会科学部教育課程規則

(目的)

第2条 本学部は、「総合化と専門深化」の教育理念に基づき、現代社会の諸問題を総合的観点から理解する能力と人間・文化・社会・環境に関する専門的知識・能力を有し、地域社会及び国際社会に実践を通して貢献できる人材の養成を目的とする。

岩手大学教育学部教育課程規則

(目的)

第2条 本学部は、教員養成の専門学部として、教育に関する理論的・実践的な力量、教育内容とその背景をなす諸学問の理解及び豊かな人間性・社会性を備え、地域の要請に応えつつ、教員としての意欲と高い使命感をもって教育に取り組むことができる教員の養成を目的とする。

岩手大学理工学部教育課程規則

(目的)

第2条 本学部は、幅広い教養と豊かな人間性を基礎として理工学分野における基礎学力と専門的な知識と技術を有し、自然科学の様々な現象を根源的かつ包括的に捉えながら人間社会と自然環境の共生を図りつつ理工学分野の多様な課題の解決に取り組むことを通じて地域社会と国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

岩手大学農学部教育課程規則

(目的)

第2条 農学部は、幅広く深い教養と豊かな人間性を基礎として、農学の重要分野である植物生命、応用生物化学、森林科学、食料生産環境、動物科学、獣医学の専門分野における、基礎的・応用的な専門知識と技能を修得することにより、地域及び国際社会の食料・生命・環境の諸問題の解決に貢献できる人材の養成を目的とする。

岩手大学大学院総合科学研究科規則

(目的)

第2条 総合科学研究科は、自然科学系、人文科学系、社会科学系等の専門知識に基づきながら、文理の枠を超えた幅広い視野を持って新たな価値を創造し、持続可能な社会の実現に向けて地域社会や地球規模の課題解決に貢献する人材を養成することを目的とする。

岩手大学大学院教育学研究科規則

(目的)

第2条 研究科は、学校教育に関する「理論と実践の融合」の理想を掲げ、これからの学校教育をリードする専門的力を備えた管理職及びミドルリーダー教員を養成するとともに、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員を養成することを目的とする。

岩手大学大学院理工学研究科規則

(人材養成に関する教育研究上の目的)

第2条 理工学研究科は、持続可能で安全・安心な社会構築を目指し、専門分野の探求に必要な深い知識、幅広い教養、地域理解、国際性、リーダーシップ及び倫理観を身に付け、真理への飽くなき探求心で新たな知見の発見、価値の創造に貢献する人材を育成することを目的とする。

岩手大学大学院獣医学研究科規則

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、獣医学に関する高度な専門知識と優れた应用能力を活かして、独創的かつ先駆的な研究を遂行しうる研究者及び社会の多様な方面で指導者として活躍できる高度専門技術者を養成し、獣医学及び科学技術の更なる発展と、東日本のニーズへの対応並びに国際協力への貢献に資するものとする。

岩手大学大学院連合農学研究科規則

(人材養成に関する教育研究上の目的)

第3条 研究科は、構成大学と連携大学院、他連合農学研究科、海外の大学との協力による層の厚い教育体制により、寒冷圏農学分野における高度な専門知識を修得させ、国際水準を目指す先端的な研究を展開できる研究者、農学分野に高い関心と豊かな知識を持った大学教員や、柔軟な課題探究能力を備えた高度専門職業人を養成することを目的とする。